

児童虐待の予防



あなたの身近に、虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。
または、あなた自身が子育ての悩みを抱え、日々苦しい思いをしていませんか。
少しでも不安なこと、気がかりなことがあったら、迷わず相談しましょう。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
投げ落とす、激しく揺さ
ぶる、やけどを負わせる、
溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為を見せる、ポル
ノグラフィの被写体に
する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、
きょうだい間での差別的扱
い、子どもの目の前で家族
に対して暴力をふるう
(DV) など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事
を与えない、ひどく不潔にす
る、自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連
れて行かない など

体罰は法律で禁止されています。
体罰や暴言は「しつけ」ではなく**虐待**です。保護者がし
つけのためと考えていても、その行為が子どもの体や心を
傷つけるものであれば、それは**虐待**です。

虐待の予防や早期発見は、子どもと保護者が必要な援助やサービスにつな
がるための第一歩になります。「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」
と感じたら、ためらわずに下記へ連絡してください。

稚内市教育委員会

こども課

中央3丁目13-15

☎23-6529

☎23-6530

旭川児童相談所

稚内分室

潮見1丁目11

☎32-6171

稚内警察署

大黒1丁目6-48

☎24-0110